

議案第 8 号

桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 15 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
 条例

桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例(平成 18 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分		個人	団体 (未就学 児を除く 有料入館 者 15 名 以上)	障害者 及び 割引券	会員券		
					1 年 会員	6 箇月 会員	3 箇月 会員
大人	平日	520 円	410 円	410 円	26,190 円	15,710 円	10,470 円
	土曜、日曜、 祝日及びハイ シーズン (7 月 21 日か ら 8 月 31 日)	830 円	680 円	680 円			
小中学生	平日	300 円	200 円	200 円	15,000 円	10,000 円	6,000 円
	土曜、日曜、 祝日及びハイ シーズン (7 月 21 日か ら 8 月 31 日)	500 円	400 円	400 円			
3 歳以上の 未就学児	全営業日	100 円			—		
回数券 (5,500 円分)		5,000 円					

」

を

「

区分	個人	団体 (未就 学児を 除く有 料入館	障害者 及び 割引券	市内在 住の 7 5 歳以 上の高 齢者	会員券		
					1 年 会員	6 か月 会員	3 か月 会員

			者 15 名以 上)					
大人	平日	680 円	570 円	570 円	570 円	34,000 円	20,400 円	13,600 円
	土曜、日曜、 祝日及びハイ シーズン (7月21日か ら8月31日 まで)	990 円	840 円	840 円	840 円			
小中学生	平日	410 円	310 円	310 円	—	20,500 円	12,300 円	8,200 円
	土曜、日曜、 祝日及びハイ シーズン (7月21日か ら8月31日 まで)	610 円	510 円	510 円	—			
3歳以上の 未就学児	全営業日	210 円		—	—			
市内在住の 3歳以上の 未就学児		無料		—	—			
前払い (5,500 円分)		5,000 円						

に改め、同表備考中「障害者料金の適用を受けようとする者は、障害者手帳の提示が必要」の次に「高齢者料金の適用を受けようとする者は、対象者の要件を確認できる身分証明書の提示が必要」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例(平成18年桐生市条例第2号)別表の会員券に関する規定は、この条例の施行の日以後に購入する会員券について適用し、施行の前日に購入する会員券については、なお従前の例による。

議 案 説 明

議案第 8 号 桐生市新里温水プールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

近年、人件費や消耗品等の仕入れ価格をはじめとする諸物価の高騰に加え、施設の老朽化による修繕費等の維持費が増加しており、施設の安定的な運営が困難な状況にあります。施設を持続可能な形で運営していくため、利用料金の改定等、所要の改正を行おうとするものです。